

倉敷カントリー倶楽部会則

(令和元年 12 月 13 日改定)

第1章 総 則

第 1 条 (名称)

本倶楽部は、倉敷カントリー倶楽部（以下、「倶楽部」という）と称する。

第 2 条 (目的)

倶楽部は、倉敷開発株式会社が所有、経営するゴルフコース並びに施設を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 (事務所)

倶楽部の事務所は、倉敷開発株式会社（以下、「会社」という）内におく。

第2章 会 員

第 4 条 (会員の種類)

1. 倶楽部の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

会員 2 名以上の推薦によって入会を申込み、倶楽部理事会（以下、「理事会」という）が入会を承認した個人もしくは法人（記名者）が、所定の入会保証金を預託し、もしくは預託済みの入会保証金の返還請求債権の譲渡を受けた会員をいう。

(2) 株主正会員

会員 2 名以上の推薦によって入会を申込み、理事会が入会を承認した個人もしくは法人（記名者）が、会社の発行する優先株式を引受け、もしくは発行済みの優先株式の譲渡を受けた会員をいう。

(3) 週日会員

会員 2 名以上の推薦によって入会を申込み、理事会が入会を承認した個人が、所定の入会金を納付した会員をいう。

週日会員は利用日等が限定される終身一代限りの会員とし、その個別の運用は別に定める規則による。

(4) 特別会員

会社の株主が登録申請した株主特別会員、および、株主、正会員、株主正会員が登録申請した家族会員、ファウンダー会員、特別会員をいう。

特別会員の登録は株主、正会員、株主正会員の申請に基づいて理事会の承認を受けるものとし、その運用は別に定める規則による。

(5) 名誉会員

倶楽部、会社またはゴルフ界に貢献したことにより、理事会が推薦し、会社が承認した会員をいい、その資格は一身専属とする。

2. 正会員、株主正会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。
3. 個人会員は、原則として成年者とする。未成年者が入会を希望するときは、会社が定める手続きにより理事会の承認を受けなければならない。
4. 法人会員は、無記名会員の場合を除き、会員権を行使する記名者を指名する。法人会員の記名者は理事会の承認を受けなければならない。

第3章 契 約

第5条（会員登録）

1. 倶楽部に正会員、株主正会員および週日会員として入会するためには、会社が定める手続きにより理事会の承認を受け、所定の入会金または名義変更料を支払わなければならない。
2. 前項の承認を受けた正会員は会社に対して入会保証金を預託し、株主正会員は優先株式を取得しなければならない。
3. 会社は、これらの手続きが完了した会員に会員証を交付する。

第6条（会員権の対価）

1. 正会員が預託した入会保証金は無利息とし、入会するときから10ヶ年間据置きの上、退会するときには会社に対して返還を請求できる。ただし、天変地異その他の事情により倶楽部を維持するに必要なときは、理事会の決議により据置期間を延長することがある。
2. 株主正会員が取得する優先株式は、退会に当たっても会社に対して買取りを請求できない。
3. 会員は、会員資格を喪失した後を含めて、書面による会社の承諾を受ける事なく、入会保証金の返還請求債権及び優先株式を第三者に対して譲渡または質入れできない。
4. 会社は、会員契約が解除されたとき、または年会費ほかの諸料金が滞納されたときには、会員に対する未収金と入会保証金を対等額で相殺できるものとする。
5. 入会金及び名義変更料は理由の如何を問わず返還しないものとする。

第7条（会員の権利）

1. 会員は、会社が定める休業日を除く全ての日の営業時間内に、会社が定める条件でゴルフコースを優先的に利用することができる。
2. 会員は、倶楽部ハンディキャップを取得し、会社が定める条件で倶楽部が開催する競技会その他の行事に参加することができる。
3. 会員は、会社が定める条件で会員のゲストをゴルフコースに同伴または紹介することができる。
4. 会員は、倶楽部の諸規則や運営上の合理的な事由により、前各号に定める会員の権利が一定の制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。
5. 個人会員は、会社が定める手続きにより会員に代わって会員権を行使する者（以下、「代理登録者」という）を登録することができる。
6. 会員は、会社が定める条件で家族会員、ファウンダー会員、特別登録会員を特別会員として登録申請できる。
7. 会員は、第10条、第11条の定めにより会員権を相続または譲渡するこ

とができる。

8. 会員は、第6条第1項の定めにより入会保証金の返還を請求することができる。

第8条（会員の休会）

1. 個人会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会社が定める手続きにより理事会の承認を受けて倶楽部を休会することができる。
 - (1) 外国への移住または勤務先の事情による赴任または出張等により、1年以上日本を離れるとき
 - (2) その他の事情につき倶楽部事務局が聴取した結果、その必要性が認められるとき
2. 会員に年会費ほかの諸料金の未払いがあるときは休会できない。
3. 休会期間は申請した年度の翌年度の1年間とし、引き続き休会するものは改めて休会手続きを行うものとする。
4. 休会中の個人会員の年会費は通常半額とする。但し、株主正会員については年会費を免除する。

第9条（代理登録者）

1. 会員が、第7条第5項により代理登録者を登録するときは、個人会員に準じて理事会の承認を受けるものとする。
2. 代理登録者は、本会則及び倶楽部の諸規則を遵守し、個人会員と同等の条件でゴルフコースを利用できるものとする。
3. 会員は、代理登録者を登録した期間中は会員としてゴルフコースを利用できない。
4. 代理登録者の個別の運用は別に定める規則による。

第10条（会員権の相続）

1. 個人会員の死亡により会員権を相続したものは、会社が定めた手続きにより、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人が会員資格の取得を希望するときは、理事会において入会の承認を受けて名義書換手続きをしなければならない。
3. 会員資格の取得を希望しない相続人は、第11条の規定を準用し、会員権を第三者に譲渡することができる。

第11条（会員権の譲渡）

1. 正会員及び株主正会員は、会社が定める手続きに従って会員権を第三者に譲渡することができる。
2. 会員権の譲渡を受けるには、理事会において入会の承認を受けて名義書換手続きをしなければならない。

第12条（会員の義務）

1. 会員は、ゴルフ規則のゴルファーズマナーを重んじ、他のプレーヤーの安全やプレーのペース、コースの保護等に心をくばる。
2. 会員は、本会則及び倶楽部の諸規則を遵守するものとし、倶楽部の秩序を乱し、または倶楽部もしくは会社の名誉を毀損する行為をしてはならない。
3. 会員は、住所、氏名、商号その他の届出事項に変更があったときは、会社へその旨を遅滞なく通知し、会社が定める手続きを行うものとする。
4. 会員は、会社が定める年会費ほかの諸料金を遅滞なく支払うものとする。

なお、年会費は各年度（7月1日～翌年6月30日）の7月に前納し、会員が年度の途中で会員資格を喪失したときも既納分は返還しない。

5. 会員は、代理登録者及び会員が同伴または紹介したゲストの行為や諸料金の支払いについて、会社に対して責任を負うものとする。
6. 会員は、公式競技会、プロ競技会等によりゴルフコース並びに施設を利用できない日が生じたときはこれに従うものとする。
7. 会員は、会社及び理事会による倶楽部の運営に関するその他の決定に従うものとする。

第13条（暴力団等の追放）

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者その他反社会的勢力等（以下、「反社会的勢力等」という）の倶楽部への入会及びゴルフコース並びに施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならない。

第4章 解 約

第14条（会員契約の解除）

1. 会員が第15条により会員資格を喪失したときは、会員契約は解除されるものとする。但し、死亡会員の相続人は第10条に定めにより会員契約上の地位を継承することができる。
2. 会社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員契約を解除することができる。
 - （1）破産または特別清算等の整理手続きが開始されたとき
 - （2）会社更生法または民事再生法等の再生手続きが開始されたとき
3. 会員は、文書による退会届を提出して会員契約を解除することができる。但し、会員が年会費ほかの諸料金を完納していないときは会員契約を解除できない。退会した会員は、3年経過後でなければ再入会できないものとする。

第15条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失するものとする。

- （1）退会（会員権の譲渡を含む）
- （2）個人会員の死亡
- （3）法人会員の清算終了
- （4）第16条に基づく除名処分

第16条（会員の処分）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会社は、理事会の決議を受けて会員資格の停止または除名等の処分をすることができる。

- （1）本会則または倶楽部の諸規則に違反したとき
- （2）倶楽部の秩序を乱し、または倶楽部もしくは会社の名誉を傷つけたとき
- （3）年会費ほかの諸料金の支払いを3か月以上滞納し、催告しても完納しないとき
- （4）その他倶楽部会員として不適格な事由があるとき

第5章 役員及び理事会

第17条 (役員)

1. 倶楽部に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	2名
専務理事	1名
常務理事	1名 (キャプテン)
常務理事	1名 (名誉書記)
常務理事	1名 (名誉会計)
理事	若干名
監事	若干名
2. 理事長が必要と認めた場合は、前項以外の役員を置くことができる。
3. 理事長は倶楽部を代表し倶楽部の運営を統括する。
4. 副理事長は理事長補佐として理事長に事故ある時はその職務を代行する。
5. 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、副理事長に事故ある時はその職務を代行する。
6. 常務理事は別に定める分担に従って理事長を補佐する。
7. 理事は理事会の一員として倶楽部の運営に関する事項を行う。
8. 監事は倶楽部の会務を監査する。

第18条 (役員を選任)

1. 理事並びに監事は、会社役員及び会員中より会社取締役会が推薦委嘱する。
2. 理事長は理事の互選により選任する。
3. 副理事長、専務理事及び常務理事は理事の中から理事長が推薦委嘱する。

第19条 (役員任期)

1. 役員は全て無報酬の名誉職とし、理事の任期は2ケ年、監事の任期は4ケ年とする。
2. 役員に欠員を生じたときは必要に応じて補欠委嘱する。
3. 役員は重任を妨げず、補欠就任した役員任期は前任者の残存期間とする。

第20条 (理事会)

倶楽部は理事会を設けて会社の委託を受け、倶楽部の運営に関する事項を行う。

1. 理事長は、必要と認めたときまたは理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときは理事会を招集する。
2. 理事会の議長は理事長とし、理事長に事故あるときは副理事長がこれを代行する。
4. 理事会は理事の半数以上の出席により成立し、決議は出席者の過半数を以って行う。但し、可否同数のときは議長が決する。
5. 理事会の議事録は議長並びに出席した理事2名以上が署名捺印して保存しなければならない。

第21条 (委員会)

理事会は、倶楽部役員及び会員中より委員を推薦委嘱し、倶楽部運営の諮問機

関として各種委員会を設けることができる。

第22条（解散）

倶楽部は会社取締役会の決議がなければ解散することはできない。

附 則

第23条 本会則の改正は理事会の決議及び会社の承認を要する。

第24条 本会則に規定された運営規則は別に定める。

第25条 本会則は令和元年12月13日を以て改定し同日より施行する。